

## 分別収集計画

### 1、計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済、ライフスタイルを見直し、廃棄物循環型のごみゼロ社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。また、廃棄物処理施設の用地確保は非常に困難で厳しい状況にあるといわれている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、資源化及び焼却（溶融）量と埋立量の削減を図る目的で、市民、事業者、行政それぞれの役割分担と具体的な推進方策を明らかにするとともに、三者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物循環型社会の形成を図るとともに、容器包装の資源化と最終処分場をはじめ廃棄物処理施設の延命化を図るものとする。

### 2、基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生制御、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

### 3、計画期間

本計画の計画期間は平成23年4月を始期とする5か年間とし、3年ごとに計画を改定する。

### 4、対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、アルミ製容器、スチール製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、ペットボトル、飲料用紙製容器（牛乳パック）、その他プラスチック製容器（トレイ）、段ボールを対象とする。